

事業評価シート

335101 景観形成推進事業

事業コード 335101 事業名: 景観形成推進事業

総合計画体系 (上位の政策・施策)	政策: <u>暮らし快適 魅力あるまち</u>
	施策: <u>景観形成</u>
	施策の方向: <u>景観特性を生かしたまちづくり</u>

主管部局名	都市部	主管課名	都市計画課	会計区分	一般会計		
事業主体	市	補助単独	単独	新規・継続	継続	事業開始	平成18年度
進捗状況	実施段階	計画期間	平成 23 年度 ~ 平成 28 年度				
根拠法令	景観法						
事務区分	自治事務	義務区分	非義務的経費	地域区分	市内全域		


- ・対象(何、誰を) 保全すべき自然、良好な住環境の地域など
- ・受益者(実際に利益を受ける人) 全市民(特定の受益者なし)

- ・市民参加 A

A: 地域社会の主体としての市民、受益者としての市民、双方の視点からの参加がある
B: 地域社会の主体としての市民の参加がある
C: 受益者としての市民の参加がある
D: 特に市民参加がない

・手段(市が実際に行う事業の内容)

・座間市景観計画の変更等の検討(景観重要公共施設の制定等、さらなる良好な景観形成を創出するためのルール作り)。
 ・現行法令(都市計画法・建築基準法等)の活用方法の検討。

 **活動指標** (手段から導かれ、事業の進捗状況を図るための指標)

活動指標名	目標値
① 景観形成活動(年間)	100 %
②	
③	

活動指標の年度別状況

活動指標	① 景観形成活動(年間)			②			③		
	年度別目標値	計画目標値に対する割合	実績値	年度別目標値	計画目標値に対する割合	実績値	年度別目標値	計画目標値に対する割合	実績値
23(決算)	100	100.00	100	-	-	-	-	-	-
24(予算)	100	100.00	-	-	-	-	-	-	-
25(計画)	100	100.00	-	-	-	-	-	-	-
26(計画)	100	100.00	-	-	-	-	-	-	-
27(計画)	100	100.00	-	-	-	-	-	-	-
28(計画)	100	100.00	-	-	-	-	-	-	-

・意図(どういう状態にしたいのか)

・地域の自然、歴史などとの調和。適正な制限の下に土地利用がされることにより、良好な景観形成を図る。

成果指標

(意図から導かれ、事業の目的達成度を図るための指標)

成果指標名	景観ルール制定数
目標値	13
指標式	

成果指標の年度別状況

区分 年度	年度別 目標値	計画目標 値に対する 割合	実績値
23(決算)	0	0.00	0
24(予算)	0	0.00	-
25(計画)	0	0.00	-
26(計画)	0	0.00	-
27(計画)	11	84.60	-
28(計画)	11	84.60	-

・事業実施上の検討課題

・現状の良好な景観の維持、新たな良好な景観の創出方法を、住民の意見等を踏まえながら検討する必要がある。

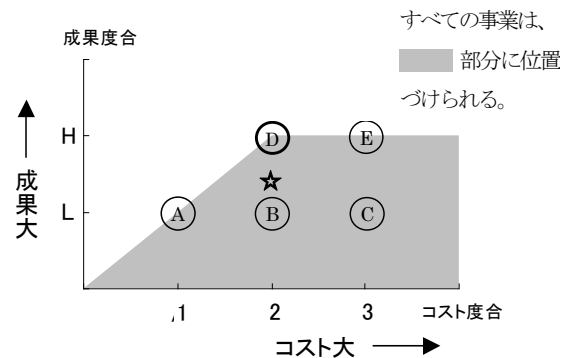
・備考(現状等)

景観法

・事業のポジショニング B (コストを維持して成果を向上) (位置付け)

・ポジショニングの説明・改善方策

先進市や専門家の意見を聞きながら、職員の知識を向上して条例化を推進する。



①:コストを増やして成果を向上 ②:コストを現状維持(理想の状態)
 ③:コストを維持して成果を向上 ④:コストを削減
 ⑤:コストを削減して成果を向上 ⑥:事業を統合又は廃止

事業費等の年度別状況

区分 年度	事業費(千円)	所要時間	概算人件費 (千円)	概算総事業費 (千円)	受益者数	受益投資額 (円)
23(決算)	183	263	571	754		
24(予算)	151	312	698	849		
25(計画)	806	320	715	1,521		
26(計画)	806	320	713	1,519		
27(計画)	806	320	711	1,517		
28(計画)	806	320	711	1,517		

※・概算人件費=所要時間×1時間当たりの平均人件費単価
 ・概算総事業費=事業費(直接事業費)+概算人件費
 ・受益投資額=受益者1人当たりの投資額=概算総事業費÷受益者数

・政策・施策評価の視点からの内部評価

事業評価 **B(7点)** 改善する必要性が低い。○必要性について **B(7点)** 改善する必要性が低い。

視点1 政策の目的が市民や社会のニーズにかな(うものか)っているか

B(7点) 十分ニーズに即(する)している。

視点2 当初の事業目的を達していないか

A(9点) 極めて対応している。

視点3 事業目的に対して効果があがっているか

C(6点) 公共性等から市が実施する方が妥当である。○効率性について **B(7点)** 改善する必要性が低い。

視点1 予算や人員に見合った効果が得(られる)られているか

B(7点) 十分効果がある。

視点2 他市と比べてコストはどうか

B(7点) 十分効率的である。

視点3 他の類似事業と比べてコストはどうか

B(7点) 取り組んでおりほとんど改善の余地はない。○有効性について **B(7点)** 改善する必要性が低い。

視点1 政策達成のために有効か

B(8点) 高い。

視点2 期待された成果が得られているか

C(6点) 得られている。○公平性について **B(8点)** 改善する必要性が低い。

視点1 対象者全体に対して利用者や受益者が少数に限定されていないか

A(9点) 限定されていない。

視点2 受益者の費用負担は適当か

B(7点) ほぼ適当である。○優先性について **B(8点)** 改善する必要性が低い。

視点1 他の事業と比較して優先的に実施すべきか

B(8点) 優先度が高い。

視点2 延伸、廃止した場合に大きな影響があるか

B(8点) 影響は大きい。

※各視点の評価点と合計の評価点とは四捨五入の関係で不整合が生じる場合がある。

(内部評価詳細)

一次評価＝所管部局長の評価
二次評価＝行政評価委員会の評価

改善性 ↓ 高	A (10～ 9点)
	B (8～ 7点)
	C (6～ 5点)
	D (4～ 3点)
	E (2～ 1点)

事業評価(内部): B (7 点) 一次評価: B (7 点) 二次評価: B (7 点)

必要性	視点	①施策(事業)の目的が現在の市民や社会のニーズにかなっている(た)か ②事業の対象や内容は行政需要の変化に対応している(た)か ③国、県、民間、地域との役割分担からみて市が行う必要があるか ※法令上義務は10			
	内部評価	区分	一次評価		二次評価
	B (7 点)	視点	評点	コメント	評点
		視点① 視点② 視点③ 平均	B・7 A・9 C・6 B・7	「景観法」が施行され住民、事業者、国、地方自治体の良好な景観の形成に関する責任を示した法で優れた自然、歴史的、文化的景観をかけがえのない財産として守り育てるとともに、次世代へ継承していくために景観をコントロールしていく必要がある。	B・7 A・9 C・6 B・7
効率性	視点	①予算や人員に見合った効果が得られている(た)か ②他市と比べてコストはどうか ③コスト(予算・人員)改善に取り組んでいる(た)か			
	内部評価	区分	一次評価		二次評価
	B (7 点)	視点	評点	コメント	評点
		視点① 視点② 視点③ 平均	B・7 B・7 B・7 B・7	優れた自然、歴史的、文化的景観をかけがえのない財産として守り育てるとともに、次世代へ継承していくために個人や感性の問題ではなく地域一体となって景観をコントロールしていく必要があることを明確にし、法的な根拠を与えるものである。	B・7 B・7 B・7 B・7
有効性	視点	①事業を実施することでの施策目標への貢献度 ②成果を向上させる余地はあるか			
	内部評価	区分	一次評価		二次評価
	B (7 点)	視点	評点	コメント	評点
		視点① 視点② 平均	B・8 C・6 B・7	座間市は、平成18年4月1日に「景観行政団体」となったことで、景観計画策定及び、景観条例制定を行い、建物への「届出」「勧告」等を行い景観誘導を図る。	B・8 C・6 B・7
公平性	視点	①対象者全体に対して利用者や受益者が少数に限定されていないか ②受益者の費用負担は適当か			
	内部評価	区分	一次評価		二次評価
	B (8 点)	視点	評点	コメント	評点
		視点① 視点② 平均	A・9 B・7 B・8	「美しい国づくり政策大綱」において、良好な景観の形成は国政の重要課題と位置づけられ、座間市の景観計画への取組みも、全市域を対象とし、行うこととしている。	A・9 B・7 B・8
優先性	視点	①施策内の他の事業と比較して優先的に実施すべきか ②延伸、廃止した場合に市民の生命・身体及び財産に影響があるか			
	内部評価	区分	一次評価		二次評価
	B (8 点)	視点	評点	コメント	評点
		視点① 視点② 平均	B・8 B・8 C・8	急速な都市化への反省から、良好な景観への関心の高まりを背景にし、制定した条例を履行する。	B・8 B・8 B・8
二次評価コメント					
景観行政団体として、優れた自然、歴史的、文化的景観をかけがえのない財産として守り育てることで、座間市景観条例の目的、基本理念に基づき次世代へ継承していく事業を展開する必要がある。					

事業評価シート

335104 景観保持推進事業

事業コード 335104 事業名: 景観保持推進事業

総合計画体系 (上位の政策・施策)	政策: 暮らし快適 魅力あるまち
	施策: 景観形成
	施策の方向: 景観特性を生かしたまちづくり

主管部局名	都市部	主管課名	都市計画課	会計区分	一般会計		
事業主体	市	補助単独	補助	新規・継続	継続	事業開始	平成24年度
進捗状況	未着手	計画期間	平成 23 年度 ~ 平成 28 年度				
根拠法令							
事務区分	法定受託事務	義務区分	義務的経費	地域区分	市内全域		

・対象(何、誰を)

・受益者(実際に利益を受ける人)

・市民参加

B

A: 地域社会の主体としての市民、受益者としての市民、双方の視点からの参加がある
 B: 地域社会の主体としての市民の参加がある
 C: 受益者としての市民の参加がある
 D: 特に市民参加がない

・手段(市が実際に行う事業の内容)

県屋外広告物条例の委任を受け、座間市内の看板、貼紙類の制限誘導を行う。



活動指標 (手段から導かれ、事業の進捗状況を図るための指標)

活動指標名	目標値
① 違反広告物の撤去活動	1 回
②	
③	

活動指標の年度別状況

活動指標	① 違反広告物の撤去活動			②			③		
	年度別目標値	計画目標値に対する割合	実績値	年度別目標値	計画目標値に対する割合	実績値	年度別目標値	計画目標値に対する割合	実績値
23(決算)	0	0.00	0	-	-	-	-	-	-
24(予算)	0	0.00	-	-	-	-	-	-	-
25(計画)	0	0.00	-	-	-	-	-	-	-
26(計画)	0	0.00	-	-	-	-	-	-	-
27(計画)	1	100.00	-	-	-	-	-	-	-
28(計画)	1	100.00	-	-	-	-	-	-	-

・意図(どういう状態にしたいのか)

駅周辺及び沿道に設置された屋外広告物の規制誘導

成果指標

(意図から導かれ、事業の目的達成度を図るための指標)

成果指標名	
目標値	0
指標式	

成果指標の年度別状況

区分 年度	年度別 目標値	計画目標 値に対する 割合	実績値
23(決算)	-	-	-
24(予算)	-	-	-
25(計画)	-	-	-
26(計画)	-	-	-
27(計画)	-	-	-
28(計画)	-	-	-

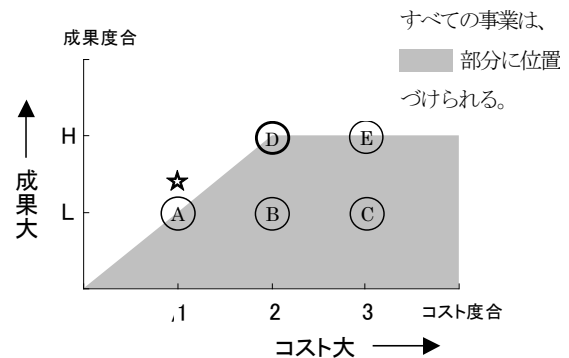
・事業実施上の検討課題

県の屋外広告物条例権限譲渡については現況調査を実施のうえ現状把握によって運用する必要がある。

・備考(現状等)

・事業のポジショニング A (コストを増やして成果を向上)
(位置付け)

・ポジショニングの説明・改善方策



①:コストを増やして成果を向上 ④:コストを現状維持(理想の状態)
 ②:コストを維持して成果を向上 ⑤:コストを削減
 ③:コストを削減して成果を向上 ⑥:事業を統合又は廃止

事業費等の年度別状況

区分 年度	事業費(千円)	所要時間	概算人件費 (千円)	概算総事業費 (千円)	受益者数	受益投資額 (円)
23(決算)	0	0	0	0		
24(予算)	0	0	0	0		
25(計画)	0	0	0	0		
26(計画)	0	0	0	0	64	0
27(計画)	1,500	1	2	1,502	35	42,921
28(計画)	1,500	1	2	1,502	35	42,921

※・概算人件費=所要時間×1時間当たりの平均人件費単価
 ・概算総事業費=事業費(直接事業費)+概算人件費
 ・受益投資額=受益者1人当たりの投資額=概算総事業費÷受益者数

・政策・施策評価の視点からの内部評価

事業評価 **B(7点)** 改善する必要性が低い。

○必要性について **B(7点)** 改善する必要性が低い。

視点1 政策の目的が市民や社会のニーズにかな(うものか)っているか

B(7点) 十分ニーズに即(する)している。

視点2 当初の事業目的を達していないか

B(7点) 十分対応している。

視点3 事業目的に対して効果があがっているか

B(7点) 市で実施する必要性が高い。

○効率性について - 評価対象外

視点1 予算や人員に見合った効果が得(られる)られているか

- 評価対象外

視点2 他市と比べてコストはどうか

- 評価対象外

視点3 他の類似事業と比べてコストはどうか

- 評価対象外

○有効性について - 評価対象外

視点1 政策達成のために有効か

- 評価対象外

視点2 期待された成果が得られているか

- 評価対象外

○公平性について **A(9点)** 改善する必要性が極めて低い。

視点1 対象者全体に対して利用者や受益者が少数に限定されていないか

A(9点) 限定されていない。

視点2 受益者の費用負担は適当か

- 評価対象外

○優先性について **D(4点)** 改善する必要性が高い。

視点1 他の事業と比較して優先的に実施すべきか

C(5点) 優先的に実施したほうが望ましい。

視点2 延伸、廃止した場合に大きな影響があるか

D(3点) 影響は少ない。

※各視点の評価点と合計の評価点とは四捨五入の関係で不整合が生じる場合がある。

(内部評価詳細)

一次評価＝所管部局長の評価
二次評価＝行政評価委員会の評価

改善性	↓	A (10～9点)
		B (8～7点)
		C (6～5点)
		D (4～3点)
	↑	E (2～1点)
	高	

事業評価(内部): B (7点) 一次評価: B (7点) 二次評価: B (7点)

必要性	視点	①施策(事業)の目的が現在の市民や社会のニーズにかなっている(た)か ②事業の対象や内容は行政需要の変化に対応している(た)か ③国、県、民間、地域との役割分担からみて市が行う必要があるか ※法令上義務は10			
	内部評価	区分	一次評価		二次評価
	B (7点)	視点	視点	コメント	視点
		視点① 視点② 視点③ 平均	B・7 B・7 B・7 B・7	平成18年に景観行政団体になり、平成20年に景観計画を策定した経過の中で、屋外広告物条例権限移譲は良好な景観を保持するうえで必須事項である。	B・7 B・7 B・7 B・7
効率性	視点	①予算や人員に見合った効果が得られている(た)か ②他市と比べてコストはどうか ③コスト(予算・人員)改善に取り組んでいる(た)か			
	内部評価	区分	一次評価		二次評価
	- (-点)	視点	視点	コメント	視点
		視点① 視点② 視点③ 平均	-- -- -- --		-- -- -- --
有効性	視点	①事業を実施することでの施策目標への貢献度 ②成果を向上させる余地はあるか			
	内部評価	区分	一次評価		二次評価
	- (-点)	視点	視点	コメント	視点
		視点① 視点② 平均	-- -- --		-- -- --
公平性	視点	①対象者全体に対して利用者や受益者が少数に限定されていないか ②受益者の費用負担は適当か			
	内部評価	区分	一次評価		二次評価
	A (9点)	視点	視点	コメント	視点
		視点① 視点② 平均	A・9 -- A・9	市全域にかかる事業である。	A・9 -- A・9
優先性	視点	①施策内の他の事業と比較して優先的に実施すべきか ②延伸、廃止した場合に市民の生命・身体及び財産に影響があるか			
	内部評価	区分	一次評価		二次評価
	D (4点)	視点	視点	コメント	視点
		視点① 視点② 平均	C・5 D・3 D・4	現時点で神奈川県下で、独自制定又は権限移譲がされていない市町は3市6町のみであり、優先的に実施すべき事業である。	C・5 D・3 D・4
二次評価コメント					
景観行政団体として、屋外広告物条例の権限移譲は優先的に実施されるべきである。					